

試作・技術開発支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）定款第4条の規定に基づき、交付する試作・技術開発支援助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（2）助成金の交付に関しては、島根県補助金等交付規則（昭和32年規則第32号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金交付の目的)

第2条 財団は、企業等がIT関連の技術を利用し、もって県内産業の更なる発展を図ることを目的として、当該試作・技術開発等を行う場合にかかる経費のうち代表理事副理事長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）「県内の」とは、島根県内に本社、支社及び主たる事業所を有することをいう。

（2）「IT事業者」とは、受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェアなどの作成、アプリケーションサービス、情報の処理・提供などを行う事業者をいう。

（3）「サービス事業者」とは、サービスの提供主体となる事業者であり、日本標準産業分類などによる区分とは必ずしも一致しない。

(助成金の交付対象事業者)

第4条 次の（1）から（3）のいずれかを満たす者を助成金の交付対象事業者（以下、「助成対象事業者」という。）とする。

（1）県内のIT事業者

（2）県内のサービス事業者。但し、当該サービス事業者がサービスを開発するにあたって、システム開発等を県内のIT事業者に委託する場合に限る。

（3）県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム、これらを出資者とする法人、又はこれらを構成員とする組合等。

(助成金の交付申請者の要件)

第5条 助成金の交付申請者は、前条のほか次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと又は納付義務がないこと。

ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納付義務がないこと。

エ 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(助成事業の要件)

第6条 助成金は、県内産業の新しいマーケットの創造や顧客開拓に繋がると認められ、IT関連技術を用いて独創性や新規性に富む試作・技術開発を行うものについて、次の各号のいずれかに該当

する事業を対象とする。

(1) 先進的なコンテンツ制作技術や IoT 技術を用いて、顧客候補へ完成品に近い試作を実体験させ顧客ニーズを確かめることで、市場参入の可能性を探る事業

(2) IT 関連機器類の開発に技術的リスクが存在する事業で、当該機器の開発を自らが行えるかどうか試作において技術検証し、市場参入の可能性を探る事業。

(助成対象経費及び金額)

第 7 条 助成金は、次の各号に掲げる経費区分を対象として交付する。ただし、助成対象事業者が購入する資産（本助成事業で開発されたソフトウェアを除く）、消耗品等は対象経費としない。

(1) 人件費（本事業に直接関与する者の直接作業時間に対するものに限る）

(2) 試作・技術開発に必要となる外部委託費

(3) 実地検証に要する費用（本事業に直接関与する者の直接作業時間に対するものに限る）

(4) その他代表理事副理事長が特に必要と認める経費

2 助成金は、助成対象経費の 2 分の 1 以内とし、助成額は 1 事業につき 50 万円以内とする。

3 助成期間は、原則として交付決定の日から 3 ヶ月以内とする。ただし、代表理事副理事長が必要と認めた場合は延長することができる。

4 前項の規定により、交付しようとする額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額とする。

5 助成対象事業者が外部委託を行う場合、外部委託費は助成金の交付の対象となる経費の 1/2 以上とすることはできない。

(助成の交付申請)

第 8 条 助成金の交付を受けようとする者は、試作・技術開発支援助成金交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

(交付の決定)

第 9 条 代表理事副理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、別に定める審査会の審査を経て適当と認めた事業（以下「助成事業」という。）について、助成金交付決定通知書をもって通知を行うものとする。

(助成事業の変更等の承認申請)

第 10 条 助成事業者は、助成事業の変更等の承認を受けようとするときは、試作・技術開発支援助成金変更（中止・廃止）等承認申請書（様式第 2 号）を代表理事副理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実施状況の報告)

第 11 条 助成事業者は、代表理事副理事長が指示したときは、助成事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業完了の日から 15 日以内に試作・技術開発支援助成金実績報告書（様式第 3 号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 13 条 代表理事副理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し助成事業者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第 14 条 助成事業者は、助成金の支払を受けようとするときは、試作・技術開発支援助成金精算払請求書（様式第 4 号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の条件)

第 15 条 代表理事副理事長は、助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）に対し、助成金の

交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成事業者は、助成事業が完了した後も当該助成事業により取得し又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効果的運用を図ること。

(2) 助成事業者は、助成事業による試作・技術開発が完了したときは、当該研究成果の発表について代表理事副理事長の指示に従うこと。

(3) 助成事業者は、助成事業の研究成果を自ら事業化する、又は既存事業に活用すること（以下「企業化」という）に努めること。

(交付の決定の取消等)

第 16 条 代表理事副理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成金の全部又は一部を取り消す場合がある。

(1) 助成金の交付後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。

(2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令等に基づく処分若しくは命令に違反したとき。

2 前項第 2 号から第 3 号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用がある。

(書類の保管)

第 17 条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該助成事業の完了した日の属する会計年度から 5 年度の間保管しなければならない。

(成果の帰属)

第 18 条 助成事業により得られた知的財産権等の試作・技術開発成果は、助成事業者に帰属するものとする。ただし、共同研究を行った大学等又は公設試験研究機関は共有者に加わることができるものとする。

附 則 1 この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。